

# 文京区男女平等参画推進計画の改定(素案)意見募集結果

【資料第2号】推

## (1) パブリックコメント

意見の募集期間	令和3年12月6日(月)～令和4年1月5日(水)
意見提出者数	21人(電子メール19人、FAX2人、持参0人):27件

## (2) パブリックコメントにおける意見

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
全体・総論部分	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>3ページの5行目「男女共同参画社会基本法」の法律番号を記載したほうがよい。</li> <li>3ページの図の「R」の略称の定義を記載したほうがよい。</li> <li>6ページの紀年法が西暦であるが、他の箇所と同様に和暦も併記したほうがよい。</li> <li>8ページの最下行から上に3行目「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の法律番号を記載したほうがよい。</li> <li>8ページの最下行から上に5行目「改正配偶者暴力防止法」は正式な法律名なのか?</li> <li>9ページの18行目「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」の法律番号を記載したほうがよい。</li> <li>10ページの1行目「刑法」の法律番号を記載したほうがよい。</li> <li>10ページの7行目「設置」は文京区が行ったものか?</li> <li>10ページの20行目「まとめられ」は文京区が行ったものか?</li> <li>11ページの2行目「告示」は誰が行ったものか?</li> <li>29ページの図のクレジット「文京区男女平等参画に関する区民調査」は「文京区男女平等参画に関する区民調査報告書」の誤記ではないか?</li> <li>29ページの図の「n」は何を意味しているのか?</li> </ul>	1	<p>法律番号は、最初にその法律について記述している箇所に記載しております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、法律名等が不明確である箇所について、追記・変更いたしました。</p> <p>3ページの図に記載の「R」は「令和」に記載を変更いたしました。</p> <p>6ページは、世界の動きを記載しているため、和暦は記載しておりません。</p> <p>10、11ページの「設置」、「まとめられ」、「告示」は、国の動きについて説明している項のため、主体は、国によるものです。</p> <p>図のクレジットの「文京区男女平等参画に関する区民調査」は、「文京区男女平等参画に関する区民調査報告書」に製本時に変更いたします。</p> <p>図中の「n」は、各設問に対する回答者数です。</p>
	2	<p>① 「男女平等参画推進」はそれ自体の必要性和重要性もさることながら、世界的にインクルーシブな社会の実現につなげるために欠かせないものであるとともに、地域においてはインクルーシブな地域共生社会の実現に必要不可欠であるからこそ推進されるものですが、本推進計画(素案)では、その点がすっぽり抜け落ちています。</p> <p>私が読んだ限り、本推進計画(素案)では「第5次男女共同参画基本計画の策定」において「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現」(12頁)というくだりで「包摂」が使われ、「国連「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」とは?」(95頁)において「インクルージョン」が記載されているだけのようです。</p> <p>しかし、文京区民が広く「男女平等参画推進計画」を理解するためには、何のために必要であるかというおおもとの理念や目的を認識し理解する必要がある、「インクルーシブな社会」や「インクルーシブな地域共生社会」の実現のためであることを丁寧に記載しなければなりません。</p> <p>文京区が意図的に「インクルーシブ」を排除・排斥し、「男女平等参画推進」とは画すということであれば、そのことについてしっかり説明する責任があります。なぜなら、「インクルーシブ」を排除・排斥し、「インクルーシブ」(あるいは「インクルージョン」と関連付けない「男女平等参画推進計画」は文京区ぐらいなものだからです。</p> <p>文京区において何らかの意図を持って「インクルーシブ」(あるいは「インクルージョン」)を排除・排斥しないのであれば、本推進計画(素案)においても「インクルーシブな社会」や「インクルーシブな地域共生社会」の実現のためであることを記載し、丁寧に説明していただきたいと思っております。</p> <p>② 「マタニティ・ハラスメント」と「パタニティ・ハラスメント」に関する意見(※大項目Ⅲ No.23に記載)</p>	1	<p>本計画では、「インクルーシブ」(あるいは「インクルージョン」と記載はしていませんが、大項目Ⅰ「あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進」と大項目Ⅱ「あらゆる人の職業生活における活躍の推進」を目標として掲げており、一人一人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず平等な立場で、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会を目指して、計画を策定しております。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
全体・総論部分	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的に丁寧にわかり易く説明がされていると思います。</li> <li>・ 現状ではコロナウィルスの影響が大きいです、(5年間先までの計画です)必要以上には「コロナ」に割いていない事が良いと思います。</li> <li>・ 区民調査、回答は女性の方が大部多いが、ほぼ同数に送付したが回収率は女性が多いという事だと思います。「無作為に抽出して郵送…」等という説明があっても良いかもしれません。(p15に、区民の意識などを実施し、報告書をまとめたとありますが。)</li> </ul>	1	区民調査の概要については、ご指摘を踏まえ、第2章に追記いたしました。
I あらゆる人 の人権とそ の多様性を 尊重する意 識の形成と 取組の推進	4	<p>【男女平等センターの改名】 表題の件で提案です。 先日、区の男女平等センターへ足を運びました。その中で、区の男女平等推進にまつわる素案を拝聴いたしましたが、「男女」だけではいまいち表現のされないマイノリティの存在に改めて気がつきました。 国連の開発目標の中には、“Achieve gender equality and empower all women and girls”とあり、確かに女性をエンパワーメントと言うニュアンスは含まれているものの、達成すべきは「ジェンダー平等」だとあります。 この度、表題の件の通り提案いたしますのは、男女で簡単に線引きされない性自認の方をもより包括できるようなネーミングへの変更です。他の区に先駆け、「ジェンダー平等センター」と改名することにより、一層文京区の人権意識をもアピールできると考えます。以上。</p>	1	<p>文京区男女平等センター条例は、設置目的として、今なお残る女性を取り巻く諸問題の解決、性別役割分業意識の是正、男女それぞれが従来参画の少なかった分野への積極的な参画の支援等を通して、男女平等参画社会を実現することを定めています。 男女平等は、いまだ達成されていないため、その目的を達成するための事業を担う男女平等センターは、男女平等を目指すため、様々な施策や啓発を行う拠点施設だと分かる端的な名称であると考えております。 また、本計画では、性自認及び性的指向に対する理解を促進することを施策の方向性の一つとして掲げており、性的マイノリティの人々も含め、あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組を推進してまいります。</p>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 36ページの3行目「区民調査」は令和2年に実施したものを指しているのか？ 28ページの略語の定義によると。</li> <li>・ 37ページの米印1の「LGBT」の定義は、初出箇所の2ページで記載したほうがよい。</li> </ul>	1	<p>「区民調査」は、令和2年に実施した文京区男女平等参画に関する区民調査を指しています。 「LGBT」の定義は、施策の内容について理解しやすいよう、「LGBTQ」について掲載している第4章と計画の後ろのページの資料編に、言葉の説明として丁寧に記載させていただきます。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
I あらゆる人 の人権とそ の多様性を 尊重する意 識の形成と 取組の推進	6	<p>・『ジェンダー』『性の商品化』等の概念について 根拠や出典元が明記されておらず、確認不能の理論と定義が従うべき規範として用いられているため重大な問題がある。出典元と盛り込んだ担当者を明らかにすべきである。 『社会的性差』とも評されるジェンダーの概念であるが、社会が作る、社会的に人の内面に形成されていくという昨今大きく広められているその理屈は、人間個人の内面に踏み込む提唱であり人権理念に反するものである。『LGBT』も同じく性自認、性的指向等の内面の領域に踏み込むものであり、行政の指針として扱うには非常に大きな危険がある。 概ね社会学より唱えられた言葉であるが、現在それらの理屈は様々な方面から批判を受けている。 「ジェンダー」はそもそも心理学の「性同一性は後天的(変更可能)なもの」とする理論(ジョン・マネー)が由来である。そこに文化人類学の「社会が個人の性的観念を形成する」と示したとされる論文(マーガレット・ミード『サモアの思春期』)と、シャーロット・パーキンス・ギルマンの性別観などを解釈によって結びつけ、社会学発のジェンダー理論の形成が始まったされた。影響が顕著で関連性も確認しやすい具体例として挙げたこの3つの理論は、様々な問題が指摘されてきた。 心理学ではその理論に基づく医療行為により自殺者が発生し、文化人類学の論文は調査方法が不正確と指摘されている。ギルマンの発想は社会学発の適者生存という大規模な人種差別と迫害の根拠となった理論の影響を受けたものである。 日本において『ジェンダー』は今現在広く流布する言葉となっているが、発信を続けている社会学から、発信済みのジェンダー理論の根拠を揺るがす上記の事柄についての再検証や訂正のアナウンスは皆無と言って過言ではない。 性自認という医学の領域の事柄まで軽々しく扱われるようになったのはこの社会学の影響が著しいものである。 よって、文京区男女平等参画推進計画を作成する過程でジェンダー理論の再検証や訂正が行われているのであれば、その検証過程と結果を全て明示すべきである。 これらが確認されない限り計画の根拠が示されているとは言えず、事実と照らし合わせる場面で行われる正確さの検証は、言葉自体の参照を循環的に繰り返すことになる。 これは論点先取という詭弁に当たり理屈自体が非科学的であることを示している。 もし区が検証は不要と判断した場合、それは疑似科学に基づく計画を立てている証である。</p> <p>・『性の商品化』について 上記の指摘の対象となる言葉の一つである。 そして表現物や表現行為を「規範の範疇(はんちゆう)で許される」とする発想は大日本帝国憲法のそれと同じである。 法律の留保を伴わない権利に関する事柄である以上、問題に関しては個別具体的な事実を取り扱うものとするべきである。 概念を指す不明瞭な言葉を共有し、行政が市民の社会的活動への介入を計画している以上はその計画の存在自体が重大な問題と認識されるべきものとなるため、即刻撤回の上で出典元と担当者や作成時の顧問となった者を明らかにすべきである。</p>	1	<p>「ジェンダー」の用語説明については、国の男女共同参画基本計画、学識経験者の意見等を踏まえた内容としております。 区の条例では、区民一人一人が互いの人権を尊重し、いきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指しており、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であるこの計画をこの度改定し、引き続き取組を進めてまいります。 「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p>
	7	<p>・「STEAM教育」、東大の熊田亜紀子教授は、(1年前)「最近STEAMの方が使われる」と言っていました(<a href="https://www.mext.go.jp/content/1421972_2.pdf">https://www.mext.go.jp/content/1421972_2.pdf</a>)。最近、STREAM やeSTEM GEMS (ジェムズ)という語が出て来ていますが、この場合はやはり、「STEM教育」が良いと思います。</p>	1	<p>理工系分野で活躍する女性の人材を育成するために、STEM教育の充実が必要だと考えており、学習機会を提供してまいります。</p>



大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
Ⅰ あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進	8	<p>意見させていただきます。 37ページ</p> <p>3 性自認及び性的指向に対する理解促進についてですが、男女平等参画でLGBTを扱うのはおかしいと考えます。別に分けるべきではないでしょうか。TERFというトランス差別をするフェミニストがいるのをご存知ですか？数年前文京区にあるお茶の水女子大学にMTFトランスジェンダーが入学しました。そしてその後の差別的な騒ぎがありました。にもかかわらず文京区はこのようなことをするのですか。 トランス女性は女性なのに女性トイレも使えず、女性専用車両にも乗れない、女性更衣室も使えないという状況を何とかするべきです。</p> <p>同ページ</p> <p>当事者が差別や偏見を恐れて周囲に打ち明けていないことが多いため、実際には誰もが当事者に接している可能性があり、正しい知識・理解がなければ、相手を傷つけてしまうことにつながりますとありますが、ならばなぜ氏名や住所を意見募集の際に求めるのでしょうか？クローズットから意見を言う権利を奪うのことに繋がりませんか？アウトティングになりかねませんか？再考をお願いします。</p>	1	<p>文京区男女平等参画推進条例では、性的指向及び性自認を含んだ性別による差別の禁止を規定しているため、文京区男女平等参画推進計画で多様な性に関する理解促進を掲げ、取組を行うことは必要と考えております。</p> <p>LGBTQ等当事者に対する偏見や差別を無くしていくために、性自認及び性的指向が多様であることの理解を広めることができるような取組を引き続き進めてまいります。</p> <p>意見募集の際に、氏名及び住所をご記載いただくことについては、「文の京」パブリックコメント手続要綱第8条第2項において規定しております。これは、意見等の提出に係る責任の所在を明確にすることと、意見等の内容の確認を行う可能性があることや、匿名とした場合における不適切な意見等や無責任な意見等の提出を防止するためです。</p> <p>お寄せいただいたご意見は、集計した上で個人情報を除き、区ホームページ等で公表いたします。</p>
Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】	9	<p>賃金格差が激しいです。 介護施設で働いている人は本当に大変なのに賃金は安いです。どうにかならないでしょうか。</p>	1	<p>介護職員の賃金格差の是正を含めた処遇改善については、国全体で取り組むべき課題であると認識しており、これまでも国において、処遇改善加算等を実施し、取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、昨年には、国から介護職員の賃金を引き上げる方針が示されており、区といたしましては、今後もこのような動向を把握し、対応してまいります。</p>
	10	<p>・ ワーク・ライフ・バランスの推進「男性が主体性をもって家事等に関わっていく意識改革が必要」、としています。「家事や子育ては義務ではなく、楽しい。子育てで親も成長する」(男女平等センター、昨年2月木山裕策氏講演)と言っていました。そのような意識を持つことが大切だと思います。</p>	1	<p>ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、子育てや介護の支援と合わせ、男性の意識改革が必要と考えております。</p> <p>今後も、仕事と家庭生活を見直すきっかけとなるような事業等の実施を通じて、意識啓発を行ってまいります。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体 の健康の支援	11	<p>(3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応の以下の項目についてですが、</p> <p>1 女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。 → 海外の研究で例えばポルノが性犯罪や性暴力との関連性を証明するのは困難という結論があり、男女平等参画社会の形成を大きく阻害というのは誇張した表現ではないでしょうか。</p> <p>2 事業名:青少年を取り巻く有害環境の排除 事業概要:東京都条例に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を、区内の各店舗に対して要請する。また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。 → 一部の実際の性行為における悪影響のある表現はございますが、そちらのゾーニングの要請については同意致します。 ただし、どういった性表現が悪影響かについては慎重な議論をするべきだと思います。闇雲に青少年に好ましくないであろう表現の見せないというのは青少年の権利を阻害するものでもあります。 また、先程述べましたとおり、悪影響のある表現について慎重な議論なしに規制を行えば、拡大解釈の元表現の萎縮に繋がりにかぬないため、看過できない政策です。 表現物を規制するのではなく、男女平等における教育を行った上で現実と空想を区別出来るように育てる、不快な表現をスルーするといった認識を持つことが重要です。せっかく世界的に認められた日本のアニメや漫画、ゲームの文化が萎縮することはあってはなりません。良くないとされている表現でも、それを必要としている人は世界中にたくさんいます。そしてその多くは現実と空想の区別をして、真面目に生きている人です。 そういった人たちの権利を蔑ろにせず、男女平等の道をどうか検討して頂けないでしょうか？</p>	1	<p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、「表現の規制」ではなく、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>
	12	<p>問題となる頁19.77.81ページであり、まず19頁の性商品の自主規制は間違いであり既にゾーニングされています。77頁のメディアによる性的な暴力によるつながる表現は表現規制に当たり、その判断をしているのは区と市ではなく会社または組織が既にやっておられる。特に問題なのが81頁であり性的な商品や暴力による表現の対応による内容は青少年を理由に排除をするのは表現の萎縮を招き本来であるDVとか青少年の育成に悪影響が大きくあります。結局排除を目的とするのは大きな間違いであり社会を混乱する可能性があるから大幅な変更をしなければいけない。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p>
	13	<p>性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応について 青少年を取り巻く有害環境の排除の項にてテレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する、とありますが何の権限があってそのようなことをするのですか？</p> <p>まずそれらを規制することの何が男女平等に繋がるのですか？そういうデータがあるのですか？そもそも創作物の類に対して自主規制を強いようとするとか表現の自由を知らないんですか？子供や女性が実際に被害にあったのなら理解します、ですがこれ被害がなくても一部の人間が不快の表明をただけで自主規制強いですよね？昨今、男女平等男女平等と声高に叫んで、実際は単なるクレーマーでしかなく企業の営利活動の妨害・嫌がらせをしている人間たちを見かけますが行政レベルでクレーマーの支援をするのですか？このようなクレーマーでしかない人間達を利するような考えには断固反対です。</p>	1	<p>男女平等参画を推進するため、都条例に基づき、次代を担う、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p>



大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
	14	<p>P81  (3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応  「性の商品化」という言葉に対して「メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです」とありますが、そうした表現による強力効果論は既に否定されており、必要なのは事実とされる報道などと空想創作物を主体的に読み解く認識力を養うリテラシー教育であり、人権侵害になりかねない表現規制ではないと思います。  事実、女性モデルや女性の空想創作作家の方へ過激なフェミニズム運動家から「性の商品化に加担した」などという攻撃がインターネット上で起こっており本末転倒の様相を呈しています。  また事業番号104の「また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。」とありますが「自主規制の要請」というのは言論報道の自由への行政介入とならないでしょうか。  また女性のみで男性に対しては適用されないのでしょうか。  こうした疑問点が払拭されますよう、再考していただきますようお願いいたします。</p>	1	<p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容の補足修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。</p>
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体 の健康の支援	15	<p>当計画素案より第4章-Ⅲ-2から質問させていただきます。  第4章-Ⅲ-2前文より「メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現」と「SNS等への悪質な書き込み、インターネット上でいじめ、差別等の行為による人権侵害」の文言にはどのような因果関係があるのか、判然としておりません。  「偏重的なイメージ表現」と「誹謗中傷による人権侵害」がどのような関係性があるか、第4章-Ⅲ-2「あらゆる暴力の根絶」という目的に沿うのか、具体的な内容を提示していただけないでしょうか。  また、第4章-Ⅲ-2-(3)、事業番号104事業概要より、「青少年の健全育成を阻害するおそれのある」または「青少年に好ましくない」という文言は、具体的にどういったことなのか、曖昧かつ不明瞭です。  第4章-Ⅲ-2-(3)、事業番号104事業概要で明確に「東京都条例に基づく」としているのですから、「東京都条例違反」と明記するべきではないでしょうか。  解答と検討を心よりお待ちしております。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>事業番号104については、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>
	16	<p>77ページの「2 あらゆる暴力の根絶」に「メディアによる性的な暴力等につながる表現」とありますが、とてもあいまいな書き方をしているメディア等に対して表現を萎縮させる事を危惧しますので、この点の改善を求めます。  79ページの「Ⅲ-9 メディアにおける性や暴力表現についての考え方(複数回答、上位5項目)」にある「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる」という設問に問題を感じました。  文京区としてはメディアによる性・暴力表現で性・暴力犯罪が増えると捉えているという事でしょうか。  もしそうであるならば、その根拠を示してもらいたいと思います。  81ページの「(3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」に「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。」とありますが、書き方がとてもあいまいでメディア等に対して表現を萎縮させる事を危惧しますので改善を求めます。  また、「104 青少年を取り巻く有害環境の排除」の事業概要に、自主規制を要請するとある事に問題を感じますので改善を求めます。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
	17	<p>「文京区男女平等参画推進計画」の第4章 あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の支援</p> <p>2. あらゆる暴力の根絶の項目ですが、「身の回りに起こっているメディアによる性的暴力などにつながる表現され依然として発信されている」とありますが有効回答が5割未満でなおかつ、「子どもや性的暴力を望まない人への配慮が足りない」等は個人の主観に依存して公的調査としては根拠薄弱です。この時点で調査に問題があります。また、メディアリテラシーの向上についてはSNS上で特定のインフルエンサーが企業広告、漫画などのコラボに対して言いがかりをつけて、いわゆる「炎上」を扇動して企業や個人のビジネスを中止させる被害が多発しているため、炎上に対する加担や拡散に加担しないように意識啓発することも含めるべきです。</p> <p>(3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応の項目ですが、そもそも、「女性を性的暴力にさらす」とされる表現、性的表現などが悪影響を及ぼすなどという強力効果論が科学的証明がなされていないものであり、それを根拠にするのは「証拠もないのに殺人を行ったと決めつける」冤罪事件と同じことをしており問題です。この状態で表現の抑制は肝心の女性の人権保護の役に立たないだけでなく「表現の自由」への侵害の問題や、見たい人間が自由に見る権利を侵害しているだけです。これらはやめるべきです。よろしくお願ひします。</p>	1	<p>区民調査は、男女平等参画に関する区民の意識や実態について総合的に把握し、本計画の改定や施策の推進に向けた基礎的な資料とすることを目的として実施しているものです。設問の内容によっては、個人の意識や認識をお伺いするものとなっております。</p> <p>また、メディア・リテラシー向上に関連した個別具体的な事象のご意見については、参考とさせていただきます。</p>
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	18	<p>第4章 計画事業とその考え方 Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援 2 あらゆる暴力の根絶</p> <p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」とあるが、これに関連付けられた調査は、そもそも有効回答率が5割を下回っており、必ずしも現状を明確に表しているとは考えにくい。</p> <p>更に、設問についても「子どもや性的表現望まない人への配慮が足りない」等を見るに、個人の主観によっていくらかでも解釈が変わってしまうものを採用しており、さも問題を作り出したという意志が垣間見える。</p> <p>図Ⅲ-9にある「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現が見られる」等に至っては、明確な根拠も証明できないようなものを設問に加える時点で不埒であり、調査自体に問題があると言わざるを得ない。よって項目の文言修正は必須である。</p> <p>また、メディア・リテラシー向上については昨今、主にSNS上においてフェミニストを標ぼうするインフルエンサーが企業・団体の広告表現やマンガ、ゲームとのコラボ企画に対して言い掛かり的に苦情を集中させる、いわゆる「炎上」を煽動(せんだう)して企業や団体、個人のビジネスや企画を中止させるということが頻繁に起きていることから、炎上に対する安易な発言や拡散に加担しないようにする事を意識啓発に加えるべきである。</p> <p>(3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応</p> <p>性の商品化という強い言葉、さらに「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えられる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現」が、どのように男女平等参画社会の形成を阻害するのかについて明確な根拠が提示されておらず、現状の表現では強力効果論に縛られているとしか言えない。</p> <p>このままではセックスワーカーの権利や言論・表現の自由を脅かしかねない内容であるが、審議会でこの件がほとんど取り上げられていないのは、区として言論・表現の自由を軽視していると考えざるを得ない。</p> <p>性表現について言論や表現の自由を規制すればジェンダー平等に資するという考え方は誤りであり、更に言えば公共の福祉を理由にした安易な規制は正当化されない。例え性表現といえども言論・表現の自由は国民の権利であり基本的人権である。これに制限を加える場合は議論を積み重ね、細心の注意を払うと共に可能な限り寛容であるべきである。</p> <p>表題と項目の文言修正がなされるべきである。事業番号104に関しては明らかに区としての権限の範囲を越えており、むしろ都が行うべきものと考えられる。よって事業自体の削除が適当である。</p> <p>昨今、女子差別撤廃条約の選択議定書について早急に批准を政府に求める声が多く見られるが、同条約の進捗状況を検討する為に行われる国連の女子差別撤廃委員会については、日本の文化習俗の実情や言論・表現の自由について多様性を考慮して勧告を行っているとは言えず、しかもこの勧告には法的拘束力が無い。</p> <p>本条約の選択議定書についてはそもそも議論が尽くされておらず、文京区として性急な批准を政府に求めるべきではない。</p>	1	<p>区民調査は、男女平等参画に関する区民の意識や実態について総合的に把握し、本計画の改定や施策の推進に向けた基礎的な資料とすることを目的として実施しているものです。設問の内容によっては、個人の意識や認識をお伺いするものとなっております。</p> <p>なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>また、メディア・リテラシー向上に関連した個別具体的な事象のご意見については、参考とさせていただきます。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p> <p>女子差別撤廃条約選択議定書については、現在国において、その締結の是非について真剣かつ慎重に検討されていることから、区といたしましては、その動向を注視しているところです。</p>



大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体 の健康の支援	19	<p>■ p77            身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています(図III-9)。さらに、SNS等への悪質な書き込み、インターネット上でのいじめ、差別等の行為による人権侵害が生じています。情報の送り手と受け手が、正しい判断と意思表示をすることができるように、メディア・リテラシー向上に向けた意識啓発が必要です。            「メディアによる性的な暴力等につながる表現」は、メディアの表現によって性的な暴力が引き起こされているという記述であり、            ・ 表現によって暴力が誘発されるという根拠のない因果関係を示している            ・ 暴力そのものの危険性に立ち向かわなければならないにもかかわらず、表現に対して対応することでよしとされており、問題が矮小化されている            という問題がある。このような記述は削除すべきである。            =====</p> <p>■ p79 図III-9 文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)について            ・ 子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない            ・ 女性の性的な面を強調する表現が目立つ            ・ 性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる            など、結論を誘導するような設問であり、計画の根拠とするのに不相当である。            また、グラフの横軸の数値の配置が、60%をグラフの幅の全体とするなど、恣意性があり、回答の比率を大きく見せかけている。このような問題のあるグラフは掲載すべきでない。</p> <p>■ p81 (3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応            女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。            「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス」という定義では、「男女平等参画社会の形成を大きく阻害する」という理由でいかなるものも恣意的に排除することが可能になる。            また、「メディアにおける性・暴力表現」が「男女平等参画社会の形成を大きく阻害する」という因果関係には根拠がない。特に、参考にも記載したが、閣議決定された内閣府の第五次男女共同参画推進計画においても当初「不適切な性・暴力表現を防止」とされたところ、最終的には「違法な性・暴力表現の流通等を防止」と限定されたことや「東京都男女平等参画推進総合計画」においても規制の対象となる表現の範囲が人権侵害に該当するものに限定になる見込みとなっている(1月中旬に答申予定)ことから、文京区もそれらにならうべきである。            =====</p> <p>■ p81 (3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応            その観点から、関係機関・団体等と連携して、児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境を無くすための広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進します。</p> <p>■ p81 事業番号 104 青少年を取り巻く有害環境の排除            また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。            青少年保護の問題はあくまで青少年が接する内容の是非に限られる。男女共同参画の問題と青少年保護の問題を混同することは、問題をすり替え、本来青少年に限られる問題を成年者にいたずらに拡張することにつながりかねない。            また、メディアに対する自主規制の要請は事実上の検閲に繋がりがねず行政として行うべきではない。            従って、本内容は削除されるべきである。            =====</p> <p>【参考1】            第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方            第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶            8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応</p>	3	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>区民調査のグラフについては、計画の内容に関連した調査結果として掲載しております。            なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>また、区民調査のグラフの表示方法については、計画冊子全体として、集計の見やすさに配慮して作成しております。</p> <p>文京区男女平等参画推進計画は、男女共同参画社会基本法に基づく国及び都の計画と、区の条例に基づき、区民一人一人が互いの人権を尊重いきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指し、文京区の地域の特性を踏まえ策定しているものです。そのため、成人だけではなく、幅広い世代を対象としております。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、男女平等参画を推進するため、都条例に基づき、次代を担う、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>



大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の方考え方
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体 の健康の支援	20	<p>第4章 Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体 の健康の支援</p> <p>p. 77「…メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています。」 「メディアによる性的な暴力等につながる表現」とありますが、特定の表現を受容することによって性的な暴力が誘発されることを示す根拠はありません。そのため、この記述はある表現に対し「性暴力に繋がる危険なものだ」という恣意的なレッテル貼りを許容する危険性を孕(はら)んだものとなっており、不適切であると考えます。</p> <p>また当該記述について図示した図Ⅲ-9(p. 79)の調査についても、その回答項目には「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」といった主観的にならざるを得ない判断を問うものや、「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる」のような明確な根拠を示せないものが並べられており、あたかも予め想定された結論を誘導するかのように見受けられます。このような調査は、自治体の立案する計画の根拠とするには極めて不適切なものであると言わざるを得ません。</p> <p>したがって、p. 77 の上記記述及び p.79 の図Ⅲ-9については、いずれも削除が相当であると思料致します。</p> <p>p. 81「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。」 同「事業番号104青少年を取り巻く有害環境の排除」「また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。」 「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として」とありますが、どのような表現がこれに該当するのか明確でなく、現行の記述では「男女共同参画社会の形成を大きく阻害するもの」と指摘することはいかなる商品・サービス・表現も恣意的に排除することが可能となってしまいます。また、「メディアにおける性・暴力表現」が「男女共同参画社会の形成を大きく阻害する」ことに繋がる根拠については何ら示されておりません。</p> <p>更に、これに関連する事業として、番号104「青少年を取り巻く有害環境の排除」にて各種メディアに対し「青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する」とありますが、やはり「青少年に好ましくない」表現がいかようにも捉えられる、つまりはいかなる表現もが規制の対象となる危険性を孕んでいます。そもそも自治体を含む公権力が自主規制を要求することは、事実上の検閲に繋がりがねず、極めて不適切なものであると思料致します。</p> <p>当該記述の項は特定の表現活動を規制するという、基本的人権たる言論・表現の自由に直接的に関わるものであり、例え強制性を伴わないものであったとしても斯様な規制を実施するにあたっては、細心の注意を払うとともに可能な限り寛容であるべきです。</p> <p>類例として、内閣府の第五次男女共同参画推進計画において「不適切な性・暴力表現を防止」という記述が「違法な性・暴力表現の流通等を防止」と範囲を限定されたものがあり、文京区もこれに倣うべきであると考えます。</p> <p>したがって、p. 81「女性や児童を…」の記述については削除、ないしは言及する表現物等をより具体的かつ限定的に指定したものと分かるような形に修正することが相当と思料致します。また、事業番号104については削除が相当と思料致します。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>区民調査のグラフについては、計画の内容に関連した調査結果として掲載しております。</p> <p>なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。</p> <p>事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体 の健康の支援	21	<p>p.77 基本的には書き込みや嫌がらせなどの個人に対する侵害行為への対応に注力するべきであり「実在人物に対する侵害行為や違法行為」等、明確に表記するべきです。 また「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています。」と表記されていますが、表現によって暴力および、性暴行が引き起こされる根拠は存在せず、暴力そのものの危険性に立ち向かわなければならぬにもかかわらず、表現に対して対応することによつてとされており、問題が矮小化されているという問題があります。 よつてこの文言は削除するべきです。</p> <p>p.79 「メディアにおける性や暴力表現についての考え方」のデータがありますが、いずれの回答も計画の根拠とするには表現の受け取り方は人それぞれである前提を度外視していること、前述の通り表現で暴力などの侵害行為を引き起こす根拠はないことを踏まえて考えても非常に恣意的であり、不適当です。</p> <p>p.81 「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス」という表記はあまりにも曖昧且つ、恣意的な観点を非常に強く含んでおり、男女平等参画社会の形成を大きく阻害する」という理由でいかなるものも恣意的に排除することが可能になりかねません。 また、表現の意図や他視点での感受などを考慮せずに特定の視点だけで有害あるいは問題とし、淘汰すること自体、不当な行為であることにご留意いただきます。 さらに事業番号104番で表記されているような自主規制の要請は上記の理由と同様に加え、これを行政が行うことは事実上、検閲行為に繋がるため絶対に行政が行ってはならないことです。 よつてこれらの表記は全て削除し、違法行為に当たるものや実在する人物に対する侵害行為への対応に限定することを明記することを強くお願いいたします。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>区民調査のグラフについては、計画の内容に関連した調査結果として掲載しております。 なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>
	22	<p>・71ページの米印1の「DV」の定義は、初出箇所の2ページで記載したほうがよい。</p>	1	<p>「DV」の定義は、第4章と計画の後ろのページの資料編に、言葉の説明として丁寧に記載させていただきます。</p>
	23	<p>① 「インクルーシブな社会の実現」についての意見(※大項目 I No. 2に記載)</p> <p>② 「マタニティ・ハラスメント」と「パタニティ・ハラスメント」に関し、本推進計画(素案)ではグラフや表の表記も含め、a「マタニティ・ハラスメント」だけ記載されていて「パタニティ・ハラスメント」の記載がないもの、b「マタニティ(パタニティ)・ハラスメント」とカッコ内に「パタニティ」を記載し、優劣・従属関係をうかがわせる記載、c「マタニティ・ハラスメント」と「パタニティ・ハラスメント」を並記した記載の3種類があります。 しかし、他の分野の推進計画ならいざ知らず、「男女平等参画推進計画」と銘打った計画において、正当な理由と合理的根拠を示すことなく、無造作にa～cを並記させることは、行政として極めて無神経・無責任であり、「男女平等参画推進計画」を策定する資格がないと言わざるを得ません。 「男女平等」に無関心で鈍感な職員であるからこそa～cのような表記をするのであって、①で指摘した「インクルーシブ」も含め、本当に「男女平等参画推進」に取り組む熱意と決意、覚悟があるのか疑問に感じてしまいます。 「男女平等参画」の理念に則れば、aの記載は言語道断ですし、bの記載もあり得ず、何らかの正当な理由・合理的根拠がないのであればcの記載で統一すべきであり、そうしていただきたい。</p> <p>上記①と②のような問題が生じるのは、「文京区男女平等参画推進計画」を策定した区職員が、従来のステレオタイプな「女性にとっての男女平等参画」の認識に基づいているからであり、「男性にとっての男女共同参画」推進に向けた視点や意識、感性に欠け鈍感になっていると思わざるを得ません。 したがって、本推進計画全てにおいて「女性にとっての男女平等参画」と「男性にとっての男女平等参画」の両方の認識に基づいたものになっているかどうか見直し、「男性にとっての男女共同参画」推進に向けた視点や意識、感性に欠けている部分があれば補正していただきたい。</p>	1	<p>該当箇所について、「マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント」と表記を修正いたしました。</p>



大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体 の健康の支援	24	<p>新型コロナ感染が広がり、緊急事態宣言が出される状況の下、弱い女性の分野にその歪みが現れ、住宅が確保できない、食べていけないなどの深刻な実態が顕著になりました。女性の自殺が増加しています。</p> <p>多様な働き方として推進されてきた非正規労働やフリーランス、女性の6割が非正規でコロナ禍で調整弁として解雇されている。そのとたん、家賃や生活できなくなり、子ども含め、住宅や食事まで困難に陥っている女性の貧困があらわになった。在宅勤務などが増え、DVや児童虐待、痴漢など、女性に対する暴力もあらわになった。</p> <p>賃金の格差も顕在化し、女性の地位がいかに低いかが現れている。このような点から以下のことを少なくとも計画に入れて、女性の困難解決の一助にしよう求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非正規で解雇された女性やシングルマザー等の相談体制の強化と支援の強化(住宅、生活、就労など多面的に支えるものとしての相談、支援体制の確立)</li> <li>2. 低賃金、不安定雇用をやめさせ、安定して働ける場の確保を要求すること</li> <li>3. あらゆる暴力をなくし、お互いの人権を尊重する社会に</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そのため幼少期から教育の場で生命の誕生と科学的な性教育や人権尊重の教育を年齢に応じて行うこと、生涯教育の場でも講座を設けること</li> <li>・ 生理の貧困が深刻になっている解決の一助として、学校や公共施設に生理用品を置くこと</li> </ul> <p>現行計画ではコロナ禍で顕著になった女性の困難は解決できません。女性の賃金や地位が低いことが原因となって表れています。これらのことが解決されるようにすることが真の平等につながると考えます。</p> <p>ジェンダー格差120位の日本を前に進めるために「女性差別撤廃条約選択協議書」の批准や選択的夫婦別姓・LGBT等法の制定等を国に求めることも推進体制に入れて声を上げる必要があると思います。</p> <p>コロナ禍で顕れた女性の貧困をはじめ、困難を解決する推進計画であってほしいと願い意見を出しました。</p> <p>追記 性教育は日本ではタブー視されていますが、女性や子供に対する性暴力をなくす上でも欠かせません。科学的立場からの生命の誕生を含む性教育を年齢に応じて行うことがどうしても必要です。人権尊重を貫いていくために、ぜひ行えるよう国・都に働きかけることも含めて行ってください。</p>	1	<p>1 非正規雇用で解雇された女性やシングルマザー等の相談体制の強化と支援の強化については、本計画において、Ⅲ4(1)啓発・相談機能の充実により相談体制の強化を、(2)貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備により様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境整備を進めてまいります。</p> <p>2 本計画では、雇用の場における男女平等を確保し、労働条件を向上させるため、「Ⅱ2(1)働きやすい職場環境の整備・支援」の施策の中で、経営者に対するセミナー等を通して、職場環境の整備を促進してまいります。</p> <p>3 本計画では、Ⅰ1(1)幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進により、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習等が展開されるように指導内容を充実していくとともに、発達段階に応じた性教育を実践してまいります。</p> <p>また、生涯学習の場では、Ⅲ3(1)性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発により、性別にかかわらず、性についての知識の啓発を推進します。</p> <p>現在、防災備蓄品を活用して、学校の保健室に生理用品を配置するとともに、一部の学校では、保健室近くのトイレに配置しております。今後、他自治体の事例も見ながら進めてまいります。</p> <p>防災備蓄品の入れ替えの際に、必要な方に配付できるよう検討してまいります。</p> <p>加えて、法や制度の整備及び施策の充実について、必要に応じ、国・都へ要望してまいります。</p>
Ⅳ 推進体制の整備	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 93ページの最下行から上に2行目「2015年」は和暦も併記したほうがよい。</li> </ul>	1	<p>該当箇所については、世界の動きを記載しているため、和暦は記載しておりません。</p>

件数合計

27

(3) 区民説明会での質問

開催日	令和3年12月8日(水)、令和3年12月11日(土)
出席者数	12月8日(3人)、12月11日(7人)、意見10件

(4) 区民説明会における意見

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方(案)
I あらゆる人 の人権とそ の多様性を 尊重する意 識の形成と 取組の推進	1	21頁の成果指標になっている『男は仕事、女は家庭』という考え方は古いのではないか。女子が仕事をした上での問題について質問するべきではないか。	1	令和2年度に実施した文京区男女平等参画に関する区民調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、賛成する人が全体で1割程度いる状況であり、男女平等の推進状況を測る上で、必要な設問であると考えております。 女性が仕事をする上での課題や問題については、女性が働き続けることに対する意識や女性の管理職登用など参画を促すために必要な支援についてなどにおいて、質問しております。
III あらゆる暴 力の根絶と 生涯を通じ た心と身体 の健康の支 援	2	以前、DVについて家庭裁判所に相談した際には、「我慢しなさい」など問題が収まるような方向でしか動いてくれなかった。相談をする人を助けたいという気持ちの人をきちんと確認した上で相談員を人選してほしいと思う。	1	区では、DV等の相談について、専門的な知識や経験を持った婦人相談員が対応しています。 相談員が男女平等参画の視点に配慮した対応ができるよう、スキルアップを図るため、引き続き研修等を行ってまいります。 また、必要に応じて警察や児童相談所などとも密に連携を図ってまいります。
IV 推進体制の 整備	3	区役所内では数年で人事異動があるが、計画が引き継がれながら発展していくようにしてほしい。	1	文京区男女平等参画推進計画は、担当課である総務課のほか、福祉部、子ども家庭部、教育委員会の各課が関わっており、全庁を挙げて取り組んでいます。 毎年、計画事業の推進状況を男女平等参画推進会議において評価しており、その評価を各所管課に伝えることで、計画に沿った事業を、改善しながら実施してまいります。
	4	活動内容が多い上に様々な分野にあるため、それをつないだり、俯瞰(ふかん)して見ることのできる中立な立場の人が必要ではないか。委員とは別の視点からの意見も必要だと思った。	1	計画策定に当たっては、区の職員だけではなく、学識経験者、様々な団体から推薦された方や公募区民で構成する「文京区男女平等参画推進会議」の意見を聴き、計画策定を進めています。 また、推進会議委員が計画事業の進捗について評価するとともに、区が実施状況を公表して、計画の推進に向け、事業の改善に生かしております。



大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方(案)
IV 推進体制の 整備	5	4頁の推進体制の図にある「文京区男女平等推進委員」とは何か。	1	男女平等参画推進に係る庁内における体制を整えるため、各課から1人ずつ委員を選出しています。 区の男女平等に関する取組や知識について、各課に伝える役割を担っています。
その他	6	区民調査はどのように行っているものなのか。	1	昨年度、無作為抽出の区民2,500人に対してアンケート用紙を郵送配布し、郵送又インターネットでご回答いただきました。
	7	区の議員などにアンケート結果を読んでいるのか、アンケートを取ってほしい。日本は妊娠・出産について整備が十分でないため、幼い子どもが命を落とす悲しいニュースがいまだにある。不妊治療や出産に関わることで十分な休暇が取れないことなど、課題整理をするためにも、議員にしっかりと啓発してほしい。	1	昨年実施した区民調査の報告書を議員に1冊ずつ配布し、定例議会において説明を行いました。計画案についても、11月の定例議会にて報告し、内容について意見をいただいております。 また、区議会の女性議員の占める割合は、40%以上と非常に高くなっており、政策決定に女性の意見が反映され、様々な施策や世の中の仕組みを変えていく取組を今後も推進していきたいと考えております。
	8	区民説明会などの場合は、普通の立場の人からすれば敷居が高いように感じてしまう。区内の大学生などに呼び掛けてPRするなど、参加を広げる取組が必要ではないか。	2	次期計画の区民説明会では、区内の19の大学との連携も含め、周知に努めていきます。
	9	計画をつくるためには時間がかかると思うが、会議は全体でどのくらい実施しているのか。	1	今回の計画改定では、文京区男女平等参画推進会議は、計画改定のための基礎知識等を学ぶ勉強会を行った後、5月、7月、9月、10月の4回、会議を実施しています。1月に5回目の会議を経て、案を作成後、議会に報告し、取りまとめ3月の改定を予定しています。
	10	パブリックコメントはどのくらい集まるものなのか。	1	前回の計画策定時のパブリックコメントは、3人の方から17件のご意見をいただき、区民説明会では、2日間で9人の方にご参加いただきました。 また、いただいた意見については、区としての考え方を整理し、ホームページ上で公開いたしました。